

地方債

平成 30 年 4 月 2 日現在

商品名	地方債（平成 19 年 9 月 30 日現在三条市ミニ公募債のみ）
1. 販売対象	三条市在住で 20 歳以上のお客さま
2. 期間	5 年
3. 販売価格	額面 100 円につき 100 円
4. 購入単位	額面 10 万円以上で 10 万円単位
5. 償還方法	償還日に一括して額面金額を指定の預金口座にご入金します。 （償還日が休業日の場合は前営業日にご入金します。）
6. 適用利率	市場の動向に応じて決定され、購入時の利率が償還まで適用されます。
7. 利子支払時期	年 2 回 6 ヶ月毎にお支払します。 （利払日が休業日の場合は前営業日にお支払します。）
8. 利子計算方法	額面金額×適用利率÷100÷2（6 ヶ月毎の利息額）
9. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利子は利子所得として申告分離課税の対象となり、20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります（ただし、マル優、マル特を利用の場合は除きます）。 *平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利子には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・公共債・公募公社債投資信託の譲渡損及び償還損並びに上場株式等の譲渡損との損益通算が可能となります。 <p>なお、将来、さらに税制が変更される可能性があります。</p>
10. 中途換金	<ul style="list-style-type: none"> ・償還日前に当金庫へご売却できます。ただし売却価格は、市場金利の変動及び地方債の発行体である地方公共団体の信用状況に変化が生じた場合上下しますので、投資元本（購入代金）を下回る可能性があります。 ・中途換金の代金は、お申込日の 3 営業日後に指定口座にご入金いたします。 ・中途換金は、償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争</p>

地方債

	<p>の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・個別銘柄の利回り、償還日等につきましては窓口にお問い合わせください。・発行体である地方公共団体の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。・地方債は預金保険の対象外です。・地方債の取引はクーリング・オフの対象外です。・ご購入代金は、お申込み時にお支払いただきます。・一度約定した取引の取り消しは原則できません。・お取引口座の口座管理手数料は無料です。

三条信用金庫
登録金融機関 関東財務局長(登金)第 244 号